

資料3

平成26年度 特別区国保基準保険料率に係る基礎数値(基礎賦課額・後期高齢者支援金分)

医療分

区 分		平成26年度 (案) A	平成25年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
一般被保険者数 (若人・前期高齢者)		2,479千人	2,521千人	△42千人	△1.67%
一般分保険者負担分医療費(D) (1人当たり医療費)		5,249億円 (211,742円)	5,216億円 (206,902円)	33億円 (4,840円)	0.63% (2.34%)
前期高齢者交付金(E) (納付金と相殺後の金額)		1,584億円	1,593億円	△9億円	△0.56%
賦課率(F)		50%	50%	据置	—
特定健診・保健指導費(G)		12億円	14億円	△2億円	△14.29%
高額療養費(減額措置費用相当分含む)(H)		77億円	21億円	56億円	266.67%
賦課総額(I = (D-E) × F + G + H)		1,922億円	1,847億円	75億円	4.06%
減額措置による減額(J)		7億円	14億円	△7億円	△50%
実施的な賦課総額(K = I - J)		1915億円	1833億円	82億円	4.47%
賦課割合(所得割 : 均等割)		58:42	58:42	据置	—
保 率 険 料	所得割料率	6.30/100	6.02/100	0.28/100	4.65ポイント
	均等割額	32,400円	30,600円	1,800円	5.88%
賦課限度額		510,000円	510,000円	—	—
1人当たり保険料 (減額措置による減額前の金額)		77,216円 (77,512円)	72,702円 (73,266円)	4,514円 (4,246円)	6.21% (5.80%)

後期高齢者支援金分

区 分		平成26年度 (案) A	平成25年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
一般被保険者数 (若人・前期高齢者)		2,479千人	2,521千人	△42千人	△1.67%
後期高齢者支援金 (病床転換支援金含む)		1,289億円	1,310億円	△21億円	△1.60%
計(D)		1,289億円	1,310億円	△21億円	△1.60%
賦課率(F)		50%	50%	据置	—
賦課総額 (G=D×F)		644億円	655億円	△11億円	△1.68%
減額措置による減額(H)		3億円	6億円	△3億円	△50%
実質的な賦課総額(I = G - H)		641億円	649億円	△8億円	△1.23%
賦課割合(所得割 : 均等割)		58:42	58:42	据置	—
保 率 険 料	所得割料率	2.17/100	2.34/100	△0.17/100	△7.26ポイント
	均等割額	10,800円	10,800円	—	—
賦課限度額		160,000円	140,000円	20,000円	14.29%
1人当たり保険料 (減額措置による減額前の金額)		25,887円 (25,989円)	25,763円 (25,982円)	124円 (7円)	0.48% (0.03%)

平成 26 年度基準保険料率算定における基本的な考え方

①引き続き住民税非課税者への減額措置を実施する

「住民税非課税者」を対象に平成25年度から実施している減額措置を引き続き実施する。なお、平成26年度は、旧ただし書所得からその25%を減額する。減額措置に要する費用については、一般会計からの繰入額の増加を招かないため、費用相当額の高額療養費等を保険料賦課総額に算入する。(約11億円)

②高額療養費等の一部を保険料賦課総額へ算入する

高額療養費等の保険料賦課総額への算入については、上記①の減額措置相当分以外の高額療養費等を算入することとし、26年度の算入額については、減額措置相当分を含め高額療養費等の賦課額(26年度見込費用約614億円の1/2約307億円)の1/4を算入する。(約77億円、うち①の減額措置相当分約11億円)

《高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ》

一般会計繰入金の圧縮及び今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて、保険料賦課総額の算定方法を基準政令に近づけるため、平成29年度までの4年間で高額療養費等の賦課額を算入することとし、毎年度1/4ずつ算入していく。

※ロードマップ実施については、今後の医療費の伸びや広域化のスケジュールを踏まえる必要がある。毎年度の保険料率算定時に、保険料額や上昇率を勘案し、高額療養費等の算入額について確認することで柔軟に対応する。

③賦課割合は据え置きとする(58:42)

医療費の増、診療報酬改定(0.1%増)及び高額療養費等の賦課額の1/4を算入するため、例年と比較して保険料の上昇幅が大きくなることから、保険料負担が厳しい世帯に配慮し、賦課割合を据え置き58:42とする。